

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

- ・介護情報基盤及び助成金について
- ・令和8年度介護職員等処遇改善加算の申請受付について(訪問看護・訪問リハビリテーション)
- ・居住支援特別手当事業に関するお知らせ(1)R7年度申請事業者は必須!実績報告の受付は8月31日(月)まで(2)R8年度交付申請を受付中!未申請の事業者はお早めに
- ・令和8年度 介護職員就業促進事業 実施事業者2次募集のお知らせ
- ・令和8年度 訪問介護採用応援事業 実施事業者2次募集のお知らせ
- ・介護事業所等に対するサービス継続支援事業の事前申請の受付を開始しました!
- ・東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業【1】事業計画書(ア)福祉避難所・(イ)災害時協定締結事業所)受付開始のお知らせ 【2】説明会(第1期)のご案内
- ・(オンライン研修開講のお知らせ)令和8年度第1回介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】
- ・「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第2期)の御案内
- ・令和8年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・令和8年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修(基礎講習会)のご案内
- ・令和8年度施設職員向け福祉用具講習会(個別施設向け講習会)のご案内
- ・福祉用具専門相談員指定講習会を開催します
- ・「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」の宣言事業所を募集しています!
- ・登録無料! 求人情報サイト「福祉のお仕事」をご活用ください!(東京都福祉人材センター)
- ・とうきょうユニバーサルデザインナビのWebアンケートにご協力ください。
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内 & 東京都消費生活総合センターからのお願い

令和8年6月1日発行 第263号

○介護情報基盤及び助成金について

お知らせ

国は令和10年4月の本格運用を目指して、「介護情報基盤」のシステム整備を進めています。今後、介護に関する情報は、従来の紙による管理から電子的管理へ移行し、国が整備する介護情報基盤に集約される予定です。居宅介護支援事業所、介護事業所、医療機関等においては、介護情報基盤を通じて情報の閲覧・共有や管理を行うこととなります。また、介護情報基盤の活用により、ケアプランの共有や主治医意見書の電子提出などが可能となる予定です。あわせて、カードリーダーの購入や介護情報基盤との接続に係るサポート費用等については、国の助成金の対象経費として案内されています。

介護情報基盤の詳細や国の助成金について、下記のリンク(介護情報基盤ポータル)から御確認、御対応いただきますようお願いいたします。

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

【お問合せ先】

本件に関するお問い合わせ等につきましては、リンク先のホームページに記載されている「お問い合わせ」先に御確認ください。

【本文掲載】

介護保険課 介護事業者担当 TEL 03-5320-4274

介護保険課 保険者支援担当 TEL 03-5000-7703

○令和8年度介護職員等処遇改善加算の申請受付について
(訪問看護・訪問リハビリテーション)

お知らせ

令和8年度介護職員等処遇改善加算について、ホームページに東京都の事務連絡等を掲載しております。令和8年6月から訪問看護と訪問リハビリテーションが新たに対象に加わりますので、ぜひご確認ください。

訪問看護と訪問リハビリテーションの届出期限は**令和8年6月15日(月曜日)**です。

○東京都福祉局>高齢者>介護保険>

介護職員処遇改善加算(現行加算、特定加算及びベースアップ加算)について>

令和8年度介護職員等処遇改善加算(こちらは介護保険が対象です)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/r8_shogu



○ ★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★

お知らせ

(1)R7年度申請事業者は必須!! 実績報告の受付は8月31日(月)まで

(2)R8年度交付申請を受付中! 未申請の事業者はお早めに

(1)令和7年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の実績報告を受付開始

令和7年度にご申請いただいた事業者は、実績報告が必要です。期間内に必ず本事業マイページからお手続きをお願いします。詳細は下記ポータルサイトをご覧ください。

なお、本実績報告において、実績が令和7年度に概算交付を受けた額を下回る場合は、超過交付分を返納していただくこととなります。

【令和7年度実績報告 受付期間】

令和8年6月1日(月)から8月31日(月)まで

(2)令和8年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請を受付中

これまで多くのご申請をいただき、現場で従事されている介護職員の方からもご好評いただいております。令和8年度申請は12月28日(月)まで受け付けますが、未申請の法人におかれましてはお早めにお手続きください。事業の説明動画や資料、申請の手続方法は下記リンクにて公開しております。ぜひご覧ください。

●掲載先(居住支援特別手当ポータルサイト)

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

【令和8年度交付申請 受付期間】

令和8年4月1日(水)から12月28日(月)まで

【事業概要】

○ 介護職の給与水準が低いことや、住宅コスト等が高いという東京の地域特性を考慮し、国が必要な見直しを講じるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

【支給額】

- 月1万円
- 勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には、さらに1万円加算

【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

○令和8年度 介護職員就業促進事業 実施事業者2次募集のお知らせ

お知らせ

東京都では、介護分野への人材の参入促進と即戦力の確保を図るため、「**介護職員就業促進事業**」を実施しています。本事業は、介護業務への就労を希望する方を対象に、介護事業所等で有期雇用し、介護業務に従事しながら介護職員初任者研修等を受講させることで、介護事業所での雇用確保と資格取得支援を併せて行うものです。**本事業を実施する介護事業者の2次募集を令和8年5月25日から6月15日の間に行います**ので、たくさんのご応募をお待ちしております。

【事業概要】

- 介護業務への就労を希望する方を都内の介護保険施設等で雇用(最大6か月の有期雇用)し、介護業務に従事しながら、介護職員初任者研修等を受講してもらいます。
- 雇用期間中の給料・研修受講費用等は、東京都の定める上限額の範囲内で東京都が負担します。
- 希望する場合は、有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。
- 本事業の委託先である東京都福祉人材センター(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)と介護事業者との間で、業務委託契約を締結して実施するものです。
- **詳細は以下のお問合せ先の東京都福祉人材センターホームページから御確認ください。**

【対象等】

- 対象事業所……都内で介護サービスを提供する介護施設など
 - ※ **訪問介護系サービス事業所は、本事業ではなく、「訪問介護採用応援事業」をご利用ください。**
- 対象者……介護業務への就労を希望する離職者等
- 実施規模……800人程度(1事業所あたり3人まで)
雇用開始日の最終期限は令和8年11月1日ですが、本事業全体(実施事業者1次募集と2次募集で決定した全事業者)で雇用された人数が実施規模(800人)に達した場合は、期限が早まることがあります。
- 受講対象研修…介護職員初任者研修(無資格者の場合)
実務者研修(初任者研修等修了者の場合)

【応募方法】

本事業の委託先である東京都福祉人材センターホームページより、専用の**応募登録システム**にてお申し込みください。

【お問合せ先】

- 本事業は、東京都福祉人材センターに委託して実施します。事業の詳細は、東京都福祉人材センターホームページに掲載しておりますので、応募に当たっては、必ずご確認ください。

<東京都福祉人材センター>

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

電話03-5211-2910(介護人材担当)



○令和8年度 訪問介護採用応援事業 実施事業者2次募集のお知らせ

お知らせ

東京都では、人手不足が深刻な訪問介護分野への参入促進と即戦力の確保を図るため、「**訪問介護採用応援事業**」を実施しています。

本事業は、都内訪問介護事業所等が、訪問介護業務への就労を希望する方を、都内訪問介護事業所等で有期雇用（最大6か月）し、訪問介護業務の現場経験を積ませながら、勤務時間内に介護職員初任者研修等を受講・修了させた場合に、**最大6か月の有期雇用契約期間中の賃金や研修受講料等を東京都が負担するものです。**

本事業を実施する介護事業者の2次募集を令和8年5月25日から6月15日の間に行いますので、たくさんのご応募をお待ちしております。

【事業概要】

- 訪問介護業務への就労を希望する方を都内の介護保険施設等で雇用（最大6か月の有期雇用）し、介護業務に従事しながら、介護職員初任者研修等を受講してもらいます。
- 雇用期間中の給料・研修受講費用等は、東京都の定める上限額の範囲内で東京都が負担します。
- 希望する場合は、有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。
- 本事業の委託先である東京都福祉人材センター（社会福祉法人東京都社会福祉協議会）と介護事業者との間で、業務委託契約を締結して実施するものです。
- **詳細は以下のお問合せ先の東京都福祉人材センターホームページから御確認ください。**

【対象等】

- 対象事業所……都内で介護サービスを提供する訪問介護系事業所（訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）
※ **訪問介護系サービス以外の施設・事業所は、本事業ではなく、「介護職員就業促進事業」をご利用ください。**
- 対象者……介護業務への就労を希望する離職者等
- 実施規模……340人程度（1事業所あたり3人まで）
雇用開始日の最終期限は令和8年11月1日ですが、本事業全体（実施事業者1次募集と2次募集で決定した全事業者）で雇用された人数が実施規模（340人）に達した場合は、期限が早まる場合があります。
- 受講対象研修…介護職員初任者研修（無資格者の場合）
実務者研修（初任者研修等修了者の場合）

【応募方法】

本事業の委託先である東京都福祉人材センターホームページより、専用の**応募登録システム**にてお申し込みください。

【お問合せ先】

- 本事業は、東京都福祉人材センターに委託して実施します。事業の詳細は、東京都福祉人材センターホームページに掲載しておりますので、応募に当たっては、必ずご確認ください。

<東京都福祉人材センター>

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

電話03-5211-2910（介護人材担当）



○介護事業所等に対するサービス継続支援事業の事前申請の受付を開始しました！

東京都では、物価上昇の影響がある中でも事業所や施設がサービスを円滑に継続できるよう、「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」を実施いたしますが、この度事前申請の受付を開始しましたので、お知らせします。

1. 事業について

物価上昇の影響や、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することが出来るよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援を行うことを目的とし、取組を行う都内の介護事業所等に対し、補助金を交付します。

2. 対象事業所・対象経費・補助単価等

「5. 事業HP・問い合わせ先」に掲載しているHPをご確認ください。

3. 補助対象期間

令和8年4月1日から令和8年11月30日までに購入した物品等に要する経費

※ただし、加算メニュー I（訪問系暑さ対策）については令和8年1月1日から令和8年11月30日までに購入した物品等に要する経費が対象となります。

4. 申請方法

「5. 事業HP・問い合わせ先」に掲載しているHPをご確認ください。

5. 事業HP・問い合わせ先

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/keizokusien>

東京都介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金事務局

TEL 0120-62-3938

受付期間 9:00～18:00(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く)

申請郵送先 〒163-0521 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル21階

本事業はアデコ株式会社に委託して実施いたします。

【1】事業計画書((ア)福祉避難所・(イ)災害時協定締結事業所)受付開始のお知らせ
【2】説明会(第1期)のご案内

【1】事業計画書 ((ア)福祉避難所・(イ)災害時協定締結事業所)
受付開始のお知らせ

○(ア)福祉避難所、(イ)災害時協定締結事業所の事業計画書の受付を開始します。

本事業の申請にあたっては、東京都福祉保健財団のホームページをご確認ください。

ホームページ：<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

○事業計画書受付期間

7月1日(水)～8月21日(金)(昨年度に助成を受けている法人は**7月24日(金)**が締切です。)

※(ウ)災害要件なし事業所については、

11月2日(月)より交付申請書の受付を開始します。(事業計画書の提出はありません。)

【2】説明会(第1期)のご案内

申請をご検討中の法人や既に申請している法人を対象に説明会を開催します。

◇ 内容

- ・事業概要(助成内容、スケジュール等)
- ・申請区分(ア)福祉避難所・(イ)災害時協定締結事業所における事業計画書等の作成方法

◇ 開催日程等

日付	開始時刻	定員	申込締切日
6月25日(木)	10:00～	100名	6月22日(月)
7月1日(水)	14:30～	100名	

※今後、説明会動画(本説明会と同様の内容)の配信も予定しています。

※(ウ)災害要件なし事業所を対象とした説明会(第2期)は10月以降に開催予定です。

◇ 説明会会場

公益財団法人東京都福祉保健財団

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング 19階

多目的室2(6月25日)・多目的室1(7月1日)

⇒ 説明会の詳細や申込については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/setumeikai/>

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

○ (オンライン研修開講のお知らせ)令和8年度第1回介護職員スキルアップ研修(医療的知識編)

お知らせ

業務上必要な医療的知識、高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについて研修を実施します。
※本研修は令和3～7年度に実施した収録型WEB研修と同内容です。ご確認の上、お申込みください。
※受講料は無料です。

■配信期日

令和8年8月13日(木)10時～10月8日(木)17時まで(WEBによる収録動画配信)

※上記の期間内であれば、何度でも視聴することができます。

■内容

	科目名(時間)	内容	講師
1	介護職員の役割と医療的知識の必要性について(70分)	介護職員にとって医療的知識の習得が医療職等との連携促進や緊急時の適切な対応、ケア全般における安全の確保に資するものであることを理解する。	株式会社 あいゆうサポート 代表取締役 内田 千恵子 氏
2	高齢者に多い疾患の理解(80分)	日常の介護の場面で変化に気づき、適切に医療につなげることができるよう、高齢者に多い疾患についてその特徴と観察のポイントを学ぶ。	公益社団法人 東京都医師会 理事 西田 伸一 氏
3	高齢者の心身の理解(70分)	加齢に伴う高齢者の頭からつま先、内臓にいたる一般的な心身の変化や特徴について学ぶ。	
4	高齢者の日常生活を支える身体の管理(100分)	介護の場面で日常的に適切なケアが必要な身体症状とその介護方法を学ぶ。	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護 ステーション
5	気づきのための観察ポイント(個人ワークと解説)(70分)	緊急時の対応事例を通して講義で得た知識を再確認し、日常の介護における心身の異変の気づきと観察ポイントを学ぶ。	所長 服部 絵美 氏

■対象

都内に所在する以下(①～⑭)の介護保険事業所において経験年数概ね1～3年目の介護職員で基礎的な医療知識を学びたい方(※前職がある場合はその勤務経験も含めます)

- ①訪問介護事業所(夜間対応型含) ②訪問入浴介護事業所 ③通所介護事業所(認知症対応型、地域密着型含)
④通所リハビリテーション事業所 ⑤短期入所生活介護事業所 ⑥短期入所療養介護事業所
⑦認知症対応型共同生活介護事業所 ⑧小規模多機能型居宅介護事業所 ⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
⑩特定施設入居者生活介護事業所 (包括型、地域密着型含。ケアハウス、有料老人ホーム、及びサービス付高齢者向け住宅)
⑪介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所含) ⑫介護老人保健施設 ⑬介護医療院
⑭看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

■お問合せ・申込先

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター研修室(横山)

TEL:03-5800-3335 研修受付システム「けんとかん」<https://www.kentokun.jp/>

○「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第2期)の御案内

東京都では、日本版BPSDケアプログラム(※)のアドミニストレーター養成研修を、令和6年度介護報酬改定で創設された「認知症チームケア推進加算」の算定要件とされている認知症チームケア推進研修として実施しています。

※ 東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、「日本版 BPSD ケアプログラム」を開発し、その普及を通じて認知症ケアの質の向上に取り組んでいます。このケアプログラムは、介護サービス事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものです。

【東京都 HP(認知症ケアプログラムについて)】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/>

【認知症チームケア推進加算について】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/shinkasan/>

【東京都 HP(アドミニストレーター養成研修(都実施分について))】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/administrator/>

<アドミニストレーター養成研修(e ラーニング)について>※第2期

【形 式】**e ラーニング研修**(標準所要時間 4 時間)

【目 的】介護サービス事業所等の職員が、ケアプログラムを実践するための「アドミニストレーター」として、必要な知識及び技術を習得する。

【開講期間】**令和8年7月6日(月)～令和8年7月31日(金)**

【募集期間】令和8年6月15日(月)～令和8年7月1日(水)(予定)

【対 象】下記の2条件を**全て満たす**介護サービス事業所及び介護保険施設等の職員

- ① 令和8年3月31日時点でケアプログラムを利用していない区市町村に所在する事業所等であること(都外を含む)。

※ケアプログラムを利用している都内区市町村に所在する場合は、区市町村が実施するアドミニストレーター研修をご受講ください。

※ケアプログラムの申請窓口となっている都内区市町村の一覧は、下記 URL をご参照ください。

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/kushityouson/>

- ② アドミニストレーター養成研修終了後、フォローアップ研修に参加できる者であること。

※ただし、受講者数により、希望される時期のフォローアップ研修に参加できない場合があります。

<令和8年度 第2期フォローアップ研修日程>

1日目:8月5日(水)

2日目:9月30日(水)

※研修時間:午前10～12時、午後2～4時

【費 用】無料

【申込方法】東京都 HP 上の参加申込フォームから、**【7月1日(水曜日)】**までにお申し込みください。

<東京都 HP(アドミニストレーター研修(都実施分について))>※再掲

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/administrator/>

【お問い合わせ先】※本事業は株式会社日本能率協会総合研究所に委託して実施いたします。

日本能率協会総合研究所 福祉・医療政策研究部

電話番号:0120-506-713(受付時間:10:00～17:00(平日のみ))

メールアドレス:JBPSD@jmar.co.jp

○令和8年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの深化・推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和8年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



🔍 東京都訪問看護推進総合事業

<R8年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護(在宅ケア)、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	1回目 5月29日(金) 2回目 10月30日(金)
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月17日(金) ※ステーションにおいては、管理者等が管理者・指導者育成研修の「基礎実務コース」又は「経営安定コース」を修了していることが要件です。(R8年度修了可)
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1回目 5月29日(金) 2回目 10月30日(金) 3回目 1月29日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	6月26日(金) ※具体的な採用見込みがなくても、今年度に補助金活用を希望する場合は申請してください。※管理者・指導者育成研修の「育成定着推進コース」修了者が事業所内に在籍していることが要件です。(R8年度修了可)
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション※都内21か所で実施 ■訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等) ■ステーションからの相談対応 ■勉強会や合同カンファレンス ■地域の病院等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接お申込ください。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)育成定着推進コース 6月3日(水) (2)その他のコース 別途ご案内します。
	訪問看護ステーション協働育成支援事業	6月24日(水)
	訪問看護オンデマンド研修の動画公開中	令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご利用ください!

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4gRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>



※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

○ 令和8年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修（基礎講習会）のご案内

お知らせ

1 講習内容

福祉用具と住宅改修、介護保険における住宅改修、福祉用具の見学と体験

* 福祉用具メーカーの協力により、福祉用具を実際に見て、触れることができます。

福祉用具の説明も受けられます。

2 受講対象

新任の介護支援専門員

介護支援専門員実務研修受講者

現任の介護支援専門員

その他受講を希望される方

3 講習日時

令和8年7月2日(木)10:00～16:45

4 講師

創価大学名誉教授 和田光一氏

5 定員

100名

6 受講料

2,000円

7 申込期限

令和8年6月16日(火)

8 申込方法

QRを読み込んでいただき、申込フォームより必要事項を記入してください



* 詳細は、下記の財団ホームページを御覧ください

https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_caremanager/

申込フォーム

【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

○令和8年度施設職員向け福祉用具講習会(個別施設向け講習会)のご案内

お知らせ

1 講習内容

車いすとベッド間の移乗介助について、貴施設にあるスライディングボードやスライディングシート等を活用した介助方法を講義及び実演による講習を行います。

<講習内容(例)>

- ・福祉用具の基本的な知識と使用方法、介助例【実演有】
- ・福祉用具を活用するメリット(ご利用者に対する安全なケア、及び職員の方の腰痛予防や介護負担軽減等について)
- ・福祉用具を用いたヒヤリハット事例

<開催方法> 下記より選択いただきます

(1)出張型

講師が貴施設へ訪問し、講習会を実施します。受講予定人数に見合った会場をご用意いただき、準備及び貴施設の福祉用具(特殊寝台、車いす等)の搬入をお願いいたします。

(2)教材提供型

講習内容のテーマ及び貴施設が抱える課題及びご要望を踏まえた動画等を作成し、教材として提供いたします。いつでもご覧いただけるので受講者の調整は不要です。

* 受講料は無料です。

* 詳細は当財団 HP にてご確認ください。

HP URL : https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shisetsu/#kobetsu

2 講習日時

開催日時については10月～12月、御相談の上決定。1回につき1～3時間とします。

3 対象者

- (1)東京都内の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設(併設する介護サービス提供従事者を含む)等の施設事業者
 - (2)令和5～8年度に実施の「集合型講習会」にご参加いただいた施設事業者
 - (3)本講習会を初めて受講する施設事業者
- ※(2)(3)に該当しない方も、定員に空きがあれば受講可となる場合がございます

4 定員数

6施設程度

5 申込方法

当財団 HP から実施申込書をダウンロードし、必要事項を御記入の上専用アドレス宛お送りください。実施施設の決定について実施の可否については、御希望内容、日程等について検討し、御連絡いたします。

申込期日 : **令和8年6月12日(金)**まで

HP URL : https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shisetsu/#kobetsu

* 専用アドレス : yougumoushikomi@fukushizaidan.jp

【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

○福祉用具専門相談員指定講習会を開催します

お知らせ

「福祉用具専門相談員」の資格取得のための講習会を開催します。

※福祉用具専門相談員とは？

- ・福祉用具貸与・販売事業所に2名以上の配置が義務付けられている。
- ・福祉用具選定の援助や機能等の点検、及び使用方法の指導等を担う。

1 講習の流れ

(1)全 53 時間の対面型研修

集合形式にて、経験豊かな講師陣による「介護保険制度」や「福祉用具専門相談員の役割」、「福祉用具に関する知識・技術」等の座学・実技講義を実施します。

実際に福祉用具に触れることができる、身につく講習です。

(2)修了評価

講習会最終日に修了評価(筆記により実施。実施時間1時間。)を行います。

(3)修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付

修了評価により必要な知識・技術等の習得が十分であると認定された方に対し、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付します。

※カリキュラムの詳細は当財団ホームページに掲載している募集のご案内をご確認ください。

ホームページ URL: https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_shitei/

2 受講対象

8日間の全講習を受講できる方であれば、特別な受講資格は必要ありません。

- ・福祉用具専門相談員として勤務することを希望する方
- ・福祉用具を詳しく学びたい方
- ・福祉分野への就職を希望される方…等、どなたでも受講できます。

3 講習日程

令和8年8月19日(水)から22日(土)、及び24日(月)から27日(木)まで <全8日間>

4 講習会場

公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室1・福祉用具実習展示室
(東京都新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 19 階)

5 定員

30名(先着順)

6 受講料

税込み35,000円(研修テキスト 4,070 円含む)

7 申込締切

令和8年8月5日(水)

8 申込手順

当財団ホームページに掲載している募集のご案内にある申込書に必要事項を記入し、メール又はFAXにてお申込みください。もしくは右記の QR コードを読み込んで申込フォームよりお申し込みください。



申込フォーム

【お問い合わせ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX 03-3344-8531

Mail: yougumoushikomi@fukushizaidan.jp

○「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」の宣言事業所を募集しています！

お知らせ

1 TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業所を募集しています(令和8年度)

TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業所を以下の日程で募集しています。

働きやすい職場宣言をすることが職場環境見直しの機会となり、さらに働きやすい職場として求職者へPRすることができますので、事業者の皆様はこの機会にぜひご申請ください。

【申請期間】令和8年5月7日(木)から令和8年12月10日(木)まで 必着

【申請方法】ふくむすび右上の「事業所ログイン」より「法人マイページ」にログインいただき、「職場宣言の申請」ページよりオンライン申請をお願いします。

(ふくむすびログインページ:[事業者ログイン](#) | [ふくむすび](#))

【問合せ先】(公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室

宣言情報公表担当あて

〒163-0713 東京都新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 13階

Tel:03-3344-8552

E-mail:sengen_shinsei@fukushizaidan.jp

※事業PR動画(5分)掲載・東京都福祉保健財団ホームページはこちら

[TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業](#) | [公益財団法人 東京都福祉保健財団](#)

※申請に関するご相談の受付等はこちら

[申請\(新規・更新・変更\)について](#) | [公益財団法人 東京都福祉保健財団](#)

2 TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野等の事業所の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

(1)仕組み

働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。宣言事業所の情報は、書類審査・現地確認を行った上で、ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)で広く情報発信しています。

※ポータルサイト「ふくむすび」はこちら

[働きやすい職場を探す](#) [TOKYO働きやすい福祉の職場宣言情報](#) | [TOKYO働きやすい福祉の職場宣言情報について](#) | [ふくむすび](#)

(2)宣言していただくこと…

宣言事業所に配付する宣言マークや公表通知書を活用して働きやすい職場づくりに取り組む事業所としてPRできるほか、ハローワークでの求人票にも宣言事業所である旨を記載していただけます。

既に宣言している事業者の皆様からは、「採用が増えた!」「採用広告やPR動画、説明会資料トップに宣言マーク掲載で印象がアップ!」「定着率が上がった!」などの声をいただいています。名刺やパンフレットに記載したり、法人のWebサイトに掲載したりと、ぜひ積極的にご活用ください!

このほか、また、「ステップアップセミナー」や宣言法人限定の各種セミナーにも参加いただけます。



宣言マーク



公表通知書



宣言事業所用バナー

※ふくむすびの事業所ページへのリンクを設定できます。

3 スタートアップセミナーを動画でご視聴いただけます！

職場宣言の申請にあたって御覧いただきたいスタートアップセミナーの動画を、以下のページで公開しています。動画では、職場宣言の概要や取組のポイント、申請手続きやふくむすびの操作方法等をご説明しています。お手元のパソコンやスマートフォンなどで、お気軽にスタートアップセミナーを受講することができます。職場宣言の申請をお考えで、スタートアップセミナー未受講の事業者の方、スタートアップセミナーは受講済みだけれど申請手続きなどを再確認したいという事業者の方は、ぜひご視聴ください！



※スタートアップセミナー動画はこちら

[申請\(新規・更新・変更\)について](#) | [公益財団法人 東京都福祉保健財団](#)

※現在掲載されているセミナー動画は、令和7年度までのガイドラインに基づく内容となっております。令和8年度よりガイドラインの一部が変更されましたが、セミナー動画は令和8年7月下旬頃に更新される予定です。

4 特設サイトを開設しました！

事業所の皆様、求職者の方、それぞれに向けて、職場宣言のメリットや宣言事業所が「働きやすい」職場であることを紹介するコンテンツを掲載しています。

また、創意工夫に富んだ取組をされている法人・事業所のインタビュー記事や職場づくりのヒント集も掲載していますので、ぜひ御覧ください！

※特設サイトはこちら

[TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言](#)



5 その他

詳細は、以下のHPでご紹介しています。ぜひご覧ください。

[【東京都福祉保健財団ホームページ】TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業](#) | [公益財団法人 東京都福祉保健財団](#)

○登録無料！ 求人情報サイト「福祉のお仕事」をご活用ください！

お知らせ

(東京都福祉人材センター)

求人情報サイト「福祉のお仕事」は、全国社会福祉協議会中央福祉人材センターが全国の都道府県福祉人材センターのネットワークにより運用している求人サイトです。

福祉分野に特化、限定した求人情報サイトに求人票を掲載し、採用活動にぜひご活用ください。

求人情報サイト「福祉のお仕事」
<https://www.fukushi-work.jp/>



○無料で利用できます！登録料や掲載料、採用された場合の紹介料も必要ありません。

○事業所登録、求人票の作成はインターネット上で可能！継続した掲載の申請や過去の求人の再活用も簡単！

○自動で[福祉のお仕事情報ポータルサイト「ふくむすび」](#)にも求人情報が掲載！

東京都福祉人材センターで受理した「福祉のお仕事」の求人は福祉のお仕事情報ポータルサイト「ふくむすび」にも掲載(※)され、より幅広い方々にご覧いただける仕組みとなっています。

◎**お願い** 法人名称・所在地・電話番号について、開設時に**自治体に届出された正しい法人名称等で入力**をお願いいたします。

届出内容と異なる場合、ふくむすびに正しく情報連携されません。

※「福祉のお仕事」に掲載された2、3日後に「ふくむすび」にも掲載されます。

▼お問い合わせは▼

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター 電話 03-5211-2860(代表)

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/employ01.html>

< 東京都福祉人材センターについて >

「福祉人材センター」は、都知事の指定を受けて設置され、職業安定法に基づき無料職業紹介事業などを実施しています。無料職業紹介事業の他、福祉の仕事への就職に関する相談受付やセミナー、相談・面接会などイベントの開催、資格取得に向けた支援事業など福祉人材に関する様々な取り組みを行っています。

★どこからでも相談ができる**オンライン相談**も実施しています！

<東京都福祉人材センターホームページ>

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/>



福祉のお仕事

FUKUSHI-JOB SEARCH

福祉のお仕事

検索



求人掲載のお問い合わせ
東京都福祉人材センター
TEL 03-5211-2860



○とうきょうユニバーサルデザインナビのWebアンケートにご協力ください

お知らせ

都内のユニバーサルデザイン情報・バリアフリー情報が一元的に閲覧できるポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」(略称:UDナビ)では、よりよいサイトづくりを目指し、Webアンケートを実施しています。

皆様のご意見をぜひお寄せください。抽選で40名様に1,000円分のクオカードを進呈いたします。ご回答はHPよりお願いいたします。

【期間】 5月18日(月)から6月19日(金)まで

【問合せ先】 公益財団法人東京都福祉保健財団
福祉情報部 福祉情報室 ユニバーサルデザイン担当

【TEL】 03-3344-8534

【HP】 <https://www.udnavi.tokyo/>



とうきょう Tokyo Universal Design Navigator
ユニバーサルデザインナビ

駅構内の段差のないルートやだれでもトイレの場所、おでかけ先の施設の情報など、様々なホームページに掲載されているユニバーサルデザイン情報とバリアフリー情報を集めた、外出時に必要な情報をお届けするポータルサイトです。

ぜひご活用ください。



○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内 & 東京都消費生活総合センターから のお願い

お知らせ

■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、または、早期に発見して被害の拡大を防ぐためには、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では地域包括支援センター、介護事業者をはじめ、地域の高齢者見守りネットワークの関係者の方々を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい消費生活相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2026年4月1日から2027年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「東京くらしWEB」(下記)を参照のこと。

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2026年4月1日から2027年3月10日まで(先着200回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の1か月前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京くらしWEB

●[高齢者見守り人材向け出前講座 | 東京くらしWEB](#)

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局

TEL: 03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX: 03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 協働連携事業担当

TEL: 03-3235-4167

■ 高齢者を見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い
消費生活センターをご活用ください！

消費生活センターは、消費者安全法に基づいて設置されている行政機関です。相談は無料、秘密は厳守されます。安心してご相談ください。

なお、ご相談は高齢者本人からでなくても構いません。「変だな？おかしいな？」と気付いたら、まずは見守っている方からご相談いただくことも可能です。

(消費者ホットライン)局番なしの188におかけいただくと、お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京暮らしWEB

●[東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京暮らしWEB](#)

<トップ⇒暮らしに役立つリンク集 ⇒ 消費生活相談窓口>

(23区) [東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京暮らしWEB](#)

(市・町) [東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京暮らしWEB](#)

また、東京都消費生活総合センターでは「[高齢者の見守り](#)」のページで各自治体の取組や連携の事例などを紹介しています。ぜひご活用ください。

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京暮らしWEB

●[高齢者見守り](#) | [東京暮らしWEB](#)

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当

TEL: 03-6228-1331